

新型コロナウイルスの影響により特例猶予を受けられた方へ

納税の猶予期限にご注意ください

現在、徴収猶予の特例制度の適用を受けている方は、今後、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなく納付されるようお願いいたします。

※ 徴収猶予許可期間の終了日までに納付できない場合は、他の猶予を受けられることがありますので、お早めに財務事務所までご相談ください。

以下の注意事項をご確認ください。

- ① 徴収猶予許可期間の終了日は、先に送付している「徴収猶予許可通知書」又は「徴収の猶予通知書」によりご確認ください。
- ② 納付に当たっては、財務事務所から送付された納付書等により、お近くの金融機関等で納付してください。
- ③ 猶予許可期間の終了日までに納付ができない場合は、延滞金がかかります。また、督促状の送付や財務事務所からお電話することがありますので、ご了承ください。
- ④ 他の猶予を受けると延滞金が軽減されます。ただし、他の猶予を受けるためには、再度、審査があり、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出をお願いすることがあります。

他の猶予の詳細については、静岡県のホームページをご覧ください。また、財務事務所まで、お電話でご相談ください。